

## －産業廃棄物－

産業廃棄物とは、事業活動に伴い、排出される廃棄物であり、以下のものがあります。産業廃棄物は市で処理できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

### 主な産業廃棄物一覧表

区 分	排出限定業種	内 容
紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業	左記の事業活動に伴って生ずる紙くず。 <b>例：印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くずなど</b>
木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業	左記の事業活動に伴って生ずる木くず。 <b>例：建物・電柱・工事現場などから排出される廃木材やおがくず、梱包材くず、板きれ、廃チップなど</b>
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	左記の事業活動に伴って生ずる繊維くず。 <b>例：木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、レーヨンくずなど建設現場から排出される繊維くず、ロープなど</b> ※畳は繊維くず、紙くず、廃プラスチック類、木くずの4品目の混合品 ※合成繊維くずは廃プラスチック類
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業（市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物）	左記の事業活動において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 <b>例：動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、かんづめ、瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛等</b> <b>例：植物性残さ：ソースかす、しょう油かす、麴かす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、油かす等</b>
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	とさつ又は解体した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び食鳥処理し食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）に係る固形状の不要物
ゴムくず		天然ゴムくず。（合成ゴムは廃プラスチック類） <b>例：切断くず、裁断くず、ゴムくず、エポナイトくず等</b> 廃タイヤは合成ゴムのため廃プラスチック類
金属くず		<b>例：鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、研磨くず、ダライ粉、ハンダかす、溶接かす等</b>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		<b>例：ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉等</b> <b>例：コンクリートくず：製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロック、モルタルくず及びアスファルト・コンクリートくず（いずれもがれき類を除く。）</b> <b>例：陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、耐火レンガくず、廃石膏型等</b>

区 分	排出限定業種	内 容
鋳さい		例：高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)、キューボラ溶鋳炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鋳石、粉炭かす、鋳じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く。)
がれき類		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する廃材。 例：コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片等
動物のふん尿	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜のふん尿。 例：牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜の死体。 例：牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等の死体
ばいじん		ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。 例：電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
燃え殻		事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残さ、炉清掃廃棄物等 例：廃棄物焼却灰、重油燃焼灰、石炭がら、灰かす、炉清掃廃棄物、コークス灰、すす、廃カーボン類、廃活性炭等
汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程などにおいて生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。 例：有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥(し尿の混入しているものを除く。)、洗毛汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、消化汚泥、糊かす、うるしかす等 例：無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥、メッキ汚泥、砕石スラッジ、ペントナイト汚泥、キラ、カーバイトかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く。)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る。)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石膏、赤泥、転写紙かす等

区 分	排出限定業種	内 容
廃油		<p>鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油、廃溶剤類等</p> <p>例：潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(重油等)、動植物油系廃油(魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃溶剤類(アルコール等)、廃可塑剤類(脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水、タールピッチ(廃油と廃酸の混合物)、廃白土(廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)等</p>
廃酸		<p>廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液のうち、<math>pH2.0</math>以下でないもの。</p> <p>例：無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ほう酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、写真漂白廃液等</p>
廃アルカリ		<p>廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液のうち、<math>pH12.5</math>以上でないもの。</p> <p>例：洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石鹼廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等</p>
廃プラスチック類		<p>合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の廃プラスチック類。</p> <p>例：廃ポリウレタン、廃スチロール(発砲スチロールを含む)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、配合成皮革、配合成建材(P-タイル、断熱材、合成木材、防音材など)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリルなどで混紡も含む)、廃ポリ容器類、電線の被膜くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマーなど</p>
法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物		<p>産業廃棄物を処分するために処理したもの。</p> <p>例：有害汚泥のコンクリート固形物、焼却灰の熔融固形化物</p>